

「訪問介護」重要事項説明書

訪問介護
南吉成ヘルパーステーション
仙台市青葉区南吉成7丁目14-1
TEL 022-719-1720
FAX 022-719-1721

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(宮城県指定 第 0475102505 号)

当事業所はご利用者に対して指定（介護予防）訪問介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇	
1. 事業所の概要	1
2. サービス提供責任者	2
3. サービス内容について	2
4. 利用料及びその他の費用について	3
5. 利用料金のお支払方法について	5
6. サービス利用のために	5
7. 当事業所の特徴等	5
8. 苦情の受付について	6

1. 事業所の概要

(1) 当事業所の指定及びサービス提供地域

当事業所は、平成18年10月1日より宮城県知事の指定を受け事業を行っています。

事業所名	南吉成ヘルパーステーション			
所在地	〒989-3204 仙台市青葉区南吉成七丁目14-1			
事業所連絡先	電話番号	022-719-1720	FAX番号	022-719-1721
施設長	西島 淳武			
サービス提供地域	仙台市 青葉区			

※ 上記の地域以外で、サービスをご希望の方はご相談下さい。

(2) サービス提供時間帯

サービス提供日	サービス提供時間帯
日曜日～土曜日	午前6時00分～午後10時00分

※ 祝日、年末年始もサービスを提供いたします。

(3) 事業所の職員体制

	常 勤	非常勤	常勤 換算数	業 務 内 容
施 設 長	1		1	・訪問介護業務の全般的管理
サービス提供責任者	1		1	・訪問介護計画の作成 ・申し込み等にかかる調整 ・訪問介護員の助言・指導
訪 問 介 護 員 (ホームヘルパー)		15	10.2	・介護サービス等の提供
介護福祉士		5	2.7	
訪問介護員2級課程修了		6	5.5	
介護職員基礎研修修了 介護職員初任者研修		1 3	0.5 1.5	
事 務 員	1			・経理及び事務

2. サービス提供責任者

担 当 者 氏 名	(フリガナ) ミナ キョウコ
	峯田 京子

3. サービスの内容について

ご利用者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、それを踏まえて訪問介護計画に定められます。また、実施した内容についても、毎月、担当介護支援専門員に報告します。

(1) 身体介護

身体介護とは、ご利用者の身体に直接接して行う介助（これを行うために必要な準備イ及び後始末を含む）並びにご利用者が日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助（これを行うために必要な準備及び後始末を含む）をいいます。

主なサービス内容

- ・食事介助 ご利用者の動作能力等を踏まえて、食事摂取のための介助、そのために必要な声かけ・説明、食事姿勢の確保、配膳、後始末等の援助を行います。
- ・排泄介助 ご利用者の動作能力、居住環境等を踏まえてのトイレ介助、ポータブルトイレ、尿器、差込便器等を使用しての排泄介助、おむつ交換を行います。
- ・着脱介助 ご利用者の衣類の着脱の介助を行います。
- ・入浴介助 ご利用者の健康状態をご本人又はご家族に確認の上、衣類の着脱、洗髪等の入浴の介助を行います。
- ・清 拭 入浴が困難な方へは、身体を拭く等の介助を行います。
- ・通院、外出 定期的な医療機関への通院、買い物等で外出する際の介助、その他、体位交換や口腔衛生等を行います。

(2) 生活援助

生活援助とは、身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理等の日常生活の援助です。①商品の販売や農作業等生業の援助的な行為、②直接お客さま本人の日常生活の援助に属しない行為は生活援助の内容に含まれません。

主なサービス内容

- ・調 理 ご利用者の食事の用意、配膳、後片付け等を行います。
- ・洗 濯 ご利用者の衣類等の洗濯、取り入れ、収納等を行います。
- ・掃 除 ご利用者の居室の掃除、ゴミ出し等を行います。
- ・買 い 物 ご利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。買い物に係る金銭の取り扱いは必要最小限にし、金銭の収受は書面で行います。その他、薬の受取り、ペットメイ

ク、見守り等を行います。

(3) その他(上記、身体介護、生活援助の区別に関わりなく行う内容)

- ・健康チェック 安否確認及び顔色等の健康状態のチェックを行います。
- ・相談助言 生活や介護等に関する相談・助言を行います。

4. 利用料及びその他の費用について

(1) 利用料

①利用料の算定方法

利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。法令が改定された場合は、改定後の基準が適用されます。介護保険からの給付サービスを利用する場合、1ヶ月分の利用単位数に、1単位の単価10,420円を掛けた額の1割もしくは2割、3割(介護保険利用者負担割合証に記載する割合)がご利用者の自己負担となり、7割、8割9割が保険による給付となります。ただし、介護保険の給付の範囲(支給限度額)を超えたサービスの利用は全額自己負担となります。

(法令で定められた介護給付費単位数・料金表)

○訪問介護型サービス

介護予防訪問介護	ひと月あたり
介護予防訪問介護Ⅰ (週1回程度のご利用が必要な場合)	1176単位 (1割負担; 1,226円) (2割負担; 2,451円) (3割負担; 3,676円)
介護予防訪問介護Ⅱ (週2回程度のご利用が必要な場合)	2349単位 (1割負担; 2,448円) (2割負担; 4,896円) (3割負担; 7,343円)
介護予防訪問介護Ⅲ (週3回程度のご利用が必要な場合)	3727単位 (1割負担; 3,884円) (2割負担; 7,767円) (3割負担; 11,651円)

○介護サービス

身体介護	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 (※30分増す毎)
	163単位 (1割; 170円) (2割; 340円) (3割; 509円)	244単位 (1割; 254円) (2割; 508円) (3割; 763円)	387単位 (1割; 403円) (2割; 806円) (3割; 1210円)	567単位 (1割; 591円) (2割; 1182円) (3割; 1772円) (※82単位加算) (1割; 85円) (2割; 171円) (3割; 256円)

生活援助	20分以上 45分未満	45分以上	身体介護に引き続き生活援助を行う場合		
	179単位 (1割; 187円) (2割; 373円) (3割; 560円)	220単位 (1割; 229円) (2割; 458円) (3割; 688円)	20分以上 65単位 (1割; 68円) (2割; 135円) (3割; 203円)	45分以上 130単位 (1割; 135円) (2割; 271円) (3割; 406円)	70分以上 195単位 (1割; 203円) (2割; 406円) (3割; 609円)

通院等乗降介助	97単位 (1割; 101円、2割; 202円、3割; 303円)
---------	-----------------------------------

※初回加算; 新たに訪問介護計画を作成し訪問を行った場合200単位

※緊急時訪問介護加算; 計画的な訪問以外の訪問介護を緊急に行った場合100単位

※特別地域訪問介護加算; 総単位数の15%が加算されます。

※早朝(8時以前)もしくは夜間(18時以降)の場合; 提供単位数に25%が加算されます。

※2人の訪問介護員によるサービス提供の場合; 提供単位数に100%が加算されます(2倍)。

※介護職員初任者研修修了者がサービス提供責任者の場合; 総単位数が70%になります。

※上記金額は端数計算上実際の金額と異なります。

※上記の単位の基本となる利用時間帯は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者の訪問介護計画に、基づき決定されたサービス内容を行うために必要な標準的な時間をいいます。
 ※介護保険の保険給付対象サービスには、消費税は課税されません。

②償還払い

ご利用者が、次の事項に該当するときは、当事業所に介護保険給付（8割もしくは9割分）が支払われない場合があります。その場合は、いったん料金の全額をお支払いいただきます。当事業所からは、ご契約者が区役所で保険給付分（9割）の払戻を受けるために必要なサービス提供証明書を後日発行します。

- イ 要介護認定を受けていない場合
- ロ 居宅サービス計画が作成されていない場合
- ハ 保険料の滞納等により、給付制限（支払方法の変更）がある場合

③訪問介護員が2人でサービスを行った場合の利用料

1人の訪問介護員による介護が困難な場合等、2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意の上で、通常の2倍の単位を算定します。（事業所の都合により複数の訪問介護員が訪問する場合は、これに該当しません。）

④利用料の軽減

次の事項に該当するときは、利用料の一部又は全部について軽減を受けることができます。

- イ ご利用者の所得等により、公費が充当される場合
- ロ 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の対象となる場合

⑤介護保険給付対象外のサービスを利用した際の利用料

支給限度額の超過に関わりなく、大掃除や雪かき等、介護保険の対象とならないサービスを希望される場合、以下の金額をご契約者にご負担いただきます。

利用料金	1時間 2,000円
------	------------

※早朝（8時以前）もしくは夜間（18時以降）の場合、利用料金が25%増しになります。

※2人の訪問介護員によるサービス提供の場合、利用料金が2倍になります。

※キャンセルの場合の取り扱いについては、下記『（2）その他の費用 ③キャンセル料』の内容に準拠します。

（2）その他の費用

①ご利用者宅を訪問するための交通費

訪問介護員がご利用者宅を訪問する際に必要な交通費については、仙台市内にお住まいの方は無料です。仙台市外にお住まいの方は、事業所からご利用者の居宅までの合理的かつ経済的な方法による公共交通機関を利用した場合の交通費（ただし、市域を超える経路区分に限る。）が必要です。

②サービス提供中の交通費

買い物や通院に必要な費用、又、その際の訪問介護員にかかる交通費は、ご契約者のご負担となりますので、その必要の都度、訪問介護員にその実費（20円/Km）を手渡してください。

③キャンセル料

急な訪問中止の場合は、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、ご利用者の容態の急変等、緊急やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。サービスをキャンセルされる場合は、至急ご連絡ください。

ご利用の前日午後5時までにご連絡を頂いた場合	無 料
上記以外でご連絡を頂いた場合	利用者負担金相当額
ご連絡がなく訪問介護員が訪問後、ご利用者の都合でキャンセルとなった場合	利用者負担金相当額プラス交通費

連絡先	022-719-1720	日曜日～土曜日 午前9時～午後6時までの間に、ご連絡をお願い致します。
-----	--------------	-------------------------------------

※交通費は、事業所からご利用者の居宅までの合理的かつ経済的な方法による公共交通機関を利用した場合の金額をいいます。

※キャンセル料は、利用料の支払にあわせてお支払いいただきます。

5. 利用料のお支払方法について

4 (1)、(2) ②③の料金・費用は、1ヶ月毎に計算し、翌月にご請求します。支払方法は、現金での支払い、もしくは下記銀行口座への振り込みとなります。銀行振り込みの場合は、翌月末日までにお支払いいただきます。なお、振込手数料は契約者様のご負担となります。

七十七銀行吉成支店 普通口座 283 5268494 口座名義 社会福祉法人 大石ヶ原会 南吉成ヘルパーステーション 施設長 西島 淳武

6. サービス利用のために

- (1) サービスは、ご利用者宅にある材料や器具等を使用して行います。
- (2) ご利用者のお住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話等の費用はご利用者のご負担になります。
- (3) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。
 - ・訪問介護員は、次の事項に該当する行為はいたしかねます。
 - イ 経管栄養、床ずれの処置等の医療行為
 - ロ 買い物等にかかる小額の金銭以外の取扱い
 - ハ ご利用者のご家族等に対するサービスの提供
 - ・訪問介護員は、訪問介護計画に定められたサービスを提供します。サービス内容の変更が必要な場合は、サービス提供責任者まで事前にご相談ください。訪問介護員への指示は事業所が行います。
- (4) サービスを提供する訪問介護員は、勤務表等の事情により変更することがあります。訪問介護員の変更等については、サービス提供責任者から事前に連絡します。また、ご利用者が訪問介護員の交代を希望される場合は、出来る限り対応しますので、サービス提供責任者までご相談ください。
- (5) 訪問介護員が訪問する曜日、時間帯等の変更を希望される場合は出来る限り対応しますので、サービス提供責任者までご相談ください。
- (6) 訪問介護員に対する贈り物や飲食等のおもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- (7) 訪問予定時間は、交通事情等で前後することがあります。ご了承ください。

7. 当事業所の特徴等

(1) 事業所の運営方針

当事業所は、介護保険の理念に基づき、要介護状態となった場合においても、その方の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、自らの選択に基づき、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、入浴、排泄、食事等の介護、その他生活全般にわたる援助を行います。

(2) 経営法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 大石ヶ原会			
代表者役職・氏名	理事長 千田 勝見			
法人所在地	〒989-3204 仙台市青葉区南吉成六丁目6番地8			
法人連絡先	電話番号	022-344-7731	FAX	022-344-7732

(3) 損害保険の加入

当事業所は、安全・安心のサービスの提供を心掛けておりますが、事業所の責任において、ご利用

用者に損害を及ぼした場合に誠意をもって対応できるよう、損害賠償保険に加入しております。

8. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） [職名] サービス提供責任者 峯田 京子
- 苦情解決責任者 [職名] 施設長 西島 淳武
- 第三者委員 [職名] 福祉サービス向上委員
南吉成拠点担当
國井 恵子 TEL 080-1699-3661
中田 年哉 TEL 080-1699-4239
松森拠点担当
白澤 禎子 TEL 080-1697-4587

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～18:00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

仙台市健康福祉局 介護事業支援課 居宅サービス指導係	所在地 電話番号 受付時間	仙台市青葉区国分町3丁目7-1 214-8192 FAX 214-4443 毎週月曜日～金曜日 8時30分～17時
青葉区役所 介護保険課介護保険係	所在地 電話番号 受付時間	仙台市青葉区上杉1丁目5-1 225-7211 FAX 225-7721 毎週月曜日～金曜日 8時30分～17時
国民健康保険団体 連合会	所在地 電話番号 受付時間	仙台市青葉区上杉1丁目2-3 222-7700 FAX 222-7260 毎週月曜日～金曜日 8時30分～17時
宮城県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 電話番号 受付時間	仙台市青葉区本町3丁目7-4 225-8476 FAX 265-4469 毎週月曜日～金曜日 8時30分～17時

令和 年 月 日

訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

南吉成ヘルプーステーション

説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、(介護予防)訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 氏名 印

契約者住所 氏名 印

「訪問介護型サービス」重要事項説明書

訪問介護型サービス
南吉成ヘルパーステーション
仙台市青葉区南吉成7丁目14-1
TEL 022-719-1720
FAX 022-719-1721

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(宮城県指定 第0475102505号)

当事業所はご利用者に対して訪問介護型サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」と認定された方、もしくは豊齢力チェックリストの基準に該当する方（事業対象者）が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業所の概要	1
2. サービス提供責任者	2
3. サービス内容について	2
4. 利用料及びその他の費用について	3
5. 利用料金のお支払方法について	5
6. サービス利用のために	5
7. 当事業所の特徴等	5
8. 苦情の受付について	6

1. 事業所の概要

(1) 当事業所の指定及びサービス提供地域

当事業所は、平成18年10月1日より宮城県知事の指定を受け事業を行っています。

事業所名	南吉成ヘルパーステーション			
所在地	〒989-3204 仙台市青葉区南吉成七丁目14-1			
事業所連絡先	電話番号	022-719-1720	FAX番号	022-719-1721
施設長	西島 淳武			
サービス提供地域	仙台市 青葉区			

※ 上記の地域以外で、サービスをご希望の方はご相談下さい。

(2) サービス提供時間帯

サービス提供日	サービス提供時間帯
日曜日～土曜日	午前6時00分～午後10時00分

※ 祝日、年末年始もサービスを提供いたします。

(3) 事業所の職員体制

	常 勤	非常勤	常勤 換算数	業 務 内 容
施 設 長	1		1	・訪問介護業務の全般的管理
サービス提供責任者	1		1	・個別サービス計画の作成 ・申し込み等にかかる調整 ・訪問介護員の助言・指導
訪 問 介 護 員 (ホームヘルパー)		15	10.2	・介護サービス等の提供
介護福祉士		5	2.7	
訪問介護員2級課程修了		6	5.5	
介護職員基礎研修修了		1	0.5	
介護職員初任者研修		3	1.5	
事 務 員	1			・経理及び事務

2. サービス提供責任者

担 当 者 氏 名	(フリガナ) ミナ キョウコ
	峯田 京子

3. サービスの内容について

ご利用者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、介護予防サービス・支援計画書に基づき、それを踏まえて個別サービス計画に定められます。また、実施した内容についても、毎月、担当介護支援専門員に報告します。

(1) 身体介護

身体介護とは、ご利用者の身体に直接接触して行う介助（これを行うために必要な準備及び後始末を含む）並びにご利用者が日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助（これを行うために必要な準備及び後始末を含む）をいいます。

主なサービス内容

- ・食事介助 ご利用者の動作能力等を踏まえて、食事摂取のための介助、そのために必要な声かけ・説明、食事姿勢の確保、配膳、後始末等の援助を行います。
- ・排泄介助 ご利用者の動作能力、居住環境等を踏まえてのトイレ介助、ポータブルトイレ、尿器、差込便器等を使用しての排泄介助、おむつ交換を行います。
- ・着脱介助 ご利用者の衣類の着脱の介助を行います。
- ・入浴介助 ご利用者の健康状態をご本人又はご家族に確認の上、衣類の着脱、洗髪等の入浴の介助を行います。
- ・清 拭 入浴が困難な方へは、身体を拭く等の介助を行います。
- ・通院、外出 定期的な医療機関への通院、買い物等で外出する際の介助、その他、体位交換や口腔衛生等を行います。

(2) 生活援助

生活援助とは、身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理等の日常生活の援助です。①商品の販売や農作業等生業の援助的な行為、②直接お客さま本人の日常生活の援助に属しない行為は生活援助の内容に含まれません。

主なサービス内容

- ・調 理 ご利用者の食事の用意、配膳、後片付け等を行います。
- ・洗 濯 ご利用者の衣類等の洗濯、取り入れ、収納等を行います。
- ・掃 除 ご利用者の居室の掃除、ゴミ出し等を行います。
- ・買 い 物 ご利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。買い物に係る金銭の取り扱いは必要最小限にし、金銭の収受は書面で行います。その他、薬の受取り、ベットメイ

ク、見守り等を行います。

(3) その他(上記、身体介護、生活援助の区別に関わりなく行う内容)

- ・健康チェック 安否確認及び顔色等の健康状態のチェックを行います。
- ・相談助言 生活や介護等に関する相談・助言を行います。

4. 利用料及びその他の費用について

(1) 利用料

①利用料の算定方法

利用料は『仙台市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問介護型サービス、通所介護型サービス、生活支援訪問型サービス及び生活支援通所型サービスに要する費用の額の算定に関する要綱』に定める基準によるものとします。法令が改定された場合は、改定後の基準が適用されます。第1号事業支給費の支給を利用する場合、1ヶ月分の利用単位数に、1単位の単価10,422円を掛けた額の1割もしくは2割、3割(介護保険利用者負担割合証に記載する割合)がご利用者の自己負担となり、7割、8割、9割が保険による給付となります。ただし、第1号事業支給費の支給の範囲(支給限度額)を超えたサービスの利用は全額自己負担となります。

〈要綱で定められた第1号事業支給費単位数・料金表〉

○訪問介護型サービス

訪問介護型サービス	ひと月あたり
週1回程度のご利用が必要な場合	1176単位 (1割負担; 1,226円) (2割負担; 2,451円) (3割負担; 3,676円)
週2回程度のご利用が必要な場合	2349単位 (1割負担; 2,448円) (2割負担; 4,896円) (3割負担 7,343円)
週3回程度のご利用が必要な場合	3727単位 (1割負担; 3,884円) (2割負担; 7,767円) (3割負担; 11,651円)

※初回加算; 新たに個別サービス計画を作成し訪問を行った場合200単位

※緊急時訪問介護加算; 計画的な訪問以外の訪問介護を緊急に行った場合100単位

※特別地域訪問介護加算; 総単位数の15%が加算されます。

※早朝(8時以前)もしくは夜間(18時以降)の場合; 提供単位数に25%が加算されます。

※2人の訪問介護員によるサービス提供の場合; 提供単位数に100%が加算されます(2倍)。

※介護職員初任者研修修了者がサービス提供責任者の場合; 総単位数が70%になります。

※上記金額は端数計算上実際の金額と異なります。

※上記の単位の基本となる利用時間帯は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者の個別サービス計画に基づき決定されたサービス内容を行うために必要な標準的な時間をいいます。

※消費税は課税されません。

②償還払い

ご利用者が、次の事項に該当するときは、当事業所に第1号事業支給費(8割もしくは9割分)が支払われない場合があります。その場合は、いったん料金の全額をお支払いいただきます。当事業所からは、ご契約者が区役所で第1号事業支給費分(8割もしくは9割)の払戻を受けるために必要なサービス提供証明書を後日発行します。

イ 要介護認定を受けていない、事業対象者の決定を受けていない場合

ロ 介護予防サービス・支援計画書が作成されていない場合

ハ 保険料の滞納等により、給付制限(支払方法の変更)がある場合

③訪問介護員が2人でサービスを行った場合の利用料

1人の訪問介護員による介護が困難な場合等、2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意の上で、通常の2倍の単位を算定します。(事業所の都合により複数の訪問介護員が訪問する場合は、これに該当しません。)

④利用料の軽減

次の事項に該当するときは、利用料の一部又は全部について軽減を受けることができます。

イ ご利用者の所得等により、公費が充当される場合

ロ 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の対象となる場合

⑤第1号事業費支給対象外のサービスを利用した際の利用料

支給限度額の超過に関わりなく、大掃除や雪かき等、第1号事業費の支給対象とならないサービスを希望される場合、以下の金額をご契約者にご負担いただきます。

利用料金	1時間 2,000円
------	------------

※早朝（8時以前）もしくは夜間（18時以降）の場合、利用料金が25%増しになります。

※2人の訪問介護員によるサービス提供の場合、利用料金が2倍になります。

※キャンセルの場合の取り扱いについては、下記『(2) その他の費用 ③キャンセル料』の内容に準拠します。

(2) その他の費用

①ご利用者宅を訪問するための交通費

訪問介護員がご利用者宅を訪問する際に必要な交通費については、仙台市内にお住まいの方は無料です。仙台市外にお住まいの方は、事業所からご利用者の居宅までの合理的かつ経済的な方法による公共交通機関を利用した場合の交通費（ただし、市域を超える経路区分に限る。）が必要です。

②サービス提供中の交通費

買い物や通院に必要な費用、又、その際の訪問介護員にかかる交通費は、ご契約者のご負担となりますので、その必要の都度、訪問介護員にその実費（20円/Km）を手渡してください。

③キャンセル料

急な訪問中止の場合は、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、ご利用者の容態の急変等、緊急やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。サービスをキャンセルされる場合は、至急ご連絡ください。

ご利用の前日午後5時までにご連絡を頂いた場合	無 料
上記以外でご連絡を頂いた場合	利用者負担金相当額
ご連絡がなく訪問介護員が訪問後、ご利用者の都合でキャンセルとなった場合	利用者負担金相当額プラス交通費

連絡先	022-719-1720	日曜日～土曜日 午前9時～午後6時までの間に、ご連絡をお願い致します。
-----	--------------	-------------------------------------

※交通費は、事業所からご利用者の居宅までの合理的かつ経済的な方法による公共交通機関を利用した場合の金額をいいます。

※キャンセル料は、利用料の支払にあわせてお支払いいただきます。

5. 利用料のお支払方法について

4(1)、(2)②③の料金・費用は、1ヶ月毎に計算し、翌月にご請求します。支払方法は、現金での支払い、もしくは下記銀行口座への振り込みとなります。銀行振り込みの場合は、翌月末日までにお支払いいただきます。なお、振込手数料は契約者様のご負担となります。

七十七銀行吉成支店 普通口座 283 5268494
口座名義 社会福祉法人 大石ヶ原会 南吉成ヘルパーステーション 施設長 西島 淳武

6. サービス利用のために

(1) サービスは、ご利用者宅にある材料や器具等を使用して行います。

(2) ご利用者のお住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話等の費用はご利用者のご負担になります。

(3) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

・訪問介護員は、次の事項に該当する行為はいたしかねます。

- イ 経管栄養、床ずれの処置等の医療行為
- ロ 買い物等にかかる小額の金銭以外の取扱い

ハ ご利用者のご家族等に対するサービスの提供

- ・訪問介護員は、個別サービス計画に定められたサービスを提供します。サービス内容の変更が必要な場合は、サービス提供責任者まで事前にご相談ください。訪問介護員への指示は事業所が行います。

- (4) サービスを提供する訪問介護員は、勤務表等の事情により変更することがあります。訪問介護員の変更等については、サービス提供責任者から事前に連絡します。また、ご利用者が訪問介護員の交代を希望される場合は、出来る限り対応しますので、サービス提供責任者までご相談ください。
- (5) 訪問介護員が訪問する曜日、時間帯等の変更を希望される場合は出来る限り対応しますので、サービス提供責任者までご相談ください。
- (6) 訪問介護員に対する贈り物や飲食等のおもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- (7) 訪問予定時間は、交通事情等で前後することがあります。ご了承ください。

7. 当事業所の特徴等

(1) 事業所の運営方針

事業所の訪問介護型サービスは、支援を必要とする状態等となった場合においても、その利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行ないます。

事業所の訪問介護型サービスは、その実施にあたり、仙台市及び地域の居宅サービス事業者、介護保険施設、指定居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の保健医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的に行うものとします。

(2) 経営法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 大石ヶ原会			
代表者役職・氏名	理事長 千田 勝見			
法人所在地	〒989-3204 宮城県仙台市青葉区南吉成六丁目6番地8			
法人連絡先	電話番号	022-344-7731	FAX	022-344-7732

(3) 損害保険の加入

当事業所は、安全・安心のサービスの提供を心掛けておりますが、事業所の責任において、ご利用者に損害を及ぼした場合に誠意をもって対応できるよう、損害賠償保険に加入しております。

8. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） [職名] サービス提供責任者 峯田 京子
- 苦情解決責任者 [職名] 施設長 西島 淳武
- 第三者委員 [職名] 福祉サービス向上委員

南吉成拠点担当

國井 恵子 TEL 080-1699-3661

中田 年哉 TEL 080-1699-4239

松森拠点担当

白澤 禎子 TEL 080-1697-4587

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～18:00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

仙台市健康福祉局 介護事業支援課 居宅サービス指導係	所在地 電話番号 受付時間	仙台市青葉区国分町3丁目7-1 214-8192 FAX 214-4443 毎週月曜日～金曜日 8時30分～17時
青葉区役所 介護保険課介護保険係	所在地 電話番号 受付時間	仙台市青葉区上杉1丁目5-1 225-7211 FAX 225-7721 毎週月曜日～金曜日 8時30分～17時
国民健康保険団体 連合会	所在地 電話番号 受付時間	仙台市青葉区上杉1丁目-2-3 222-7700 FAX 222-7260 毎週月曜日～金曜日 8時30分～17時
宮城県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 電話番号 受付時間	仙台市青葉区本町3丁目-7-4 225-8476 FAX 265-4469 毎週月曜日～金曜日 8時30分～17時

令和 年 月 日

訪問介護型サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

南吉成ヘルパーステーション

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、訪問介護型サービスの提供開始に同意しました。

利用者

氏名

印

契約者住所

氏名

印